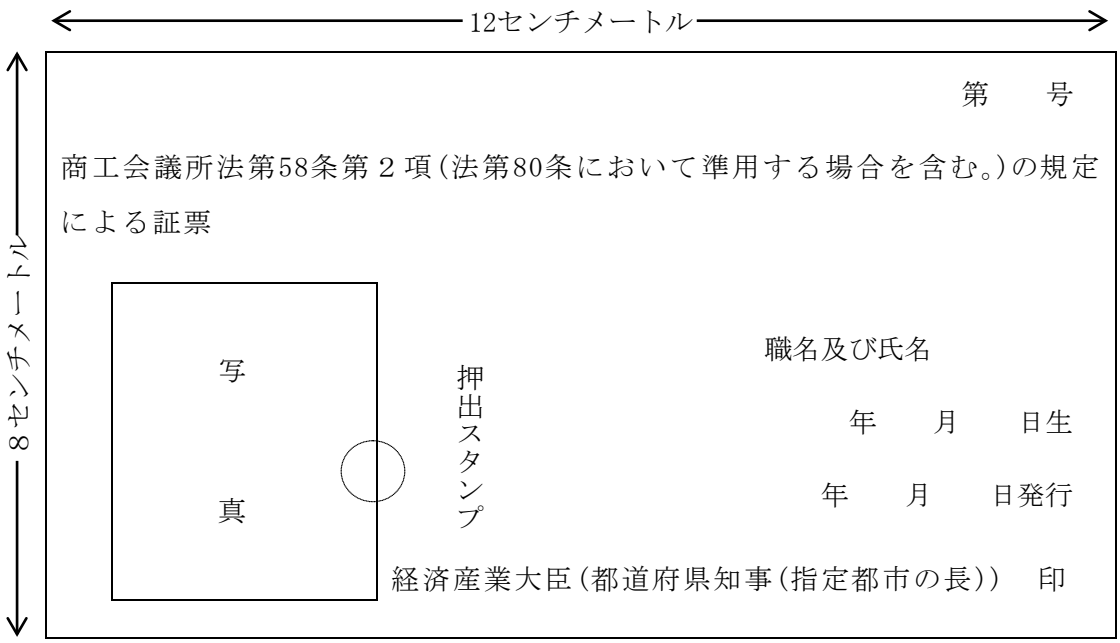
様式第15

表



裏

商工会議所法抜すい

第58条　経済産業大臣は、この法律の適正且つ円滑な実施を確保するため必要な限度において商工会議所から報告を徴し、又はその職員をして商工会議所の業務の状況、若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の要求に応じて、これを示さなければならない。

第80条　第13条、第14条、第37条から第40条まで、第57条、第58条及び第59条第１項の規定は、日本商工会議所について準用する。(以下省略)